

宜野座村立宜野座中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する方針を定めるものとする。（学校いじめ防止基本方針）より

(1) 基本理念

- ①いじめは、すべての生徒に関係する問題であることを考え、生徒が安心して教育を受ける権利を保障する。また、学校内外を問わずにいじめが行われないように、教育活動全体を通して事前予防に努める。
- ②いじめの防止・早期発見・対処のための取り組みは、すべての生徒がいじめを行わず、認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解に努める。
- ③いじめ防止等の取り組みは、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であり、学校・家庭・地域その他の関係者、関係機関との連携の下、いじめ問題を適切・迅速に対処する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。（いじめ問題への文部科学省の取り組み抜粋）

3 いじめに関する基本的な取り組み

(1) 学校におけるいじめ防止の取り組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②いじめを防止するため、保護者・地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動であって、生徒が自主的に行うものに対する支援を行う。
- ③いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、月1回の人権の日を設定し実施する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①学校はいじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査（月1回の無記入式アンケート）やその他必要な取り組みを行う。
- ②生徒及びその保護者、学校の教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制（いじめ対策委員会）を整備する。

(3) SNSなどを通じて行われるいじめに対する取り組み

- ①学校は、生徒及び保護者が、発信された情報の高度化、その他のSNSなどを通じて送信された情報の特殊性を踏まえて、SNSなどを通じて行われるいじめを防止し、効果

的に対処することができるよう必要な啓発活動を行う。そのため、学校においては情報モラル教育を充実させる。SNS などに関する内容を学ぶ場を設け、保護者への啓発活動を計画的に行う。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置

- ①学校は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成されるいじめ防止の対策のための組織（生徒支援委員会・いじめ対策委員会）を設置する生徒支援委員会・いじめ防止対策委員会の最終的な意思決定は校長が行う。

(5) いじめに対する対応

- ①本人からの訴え、教師の発見、他からの情報等により生徒のいじめを受けていると思われる時は、速やかに当該生徒の関わるいじめの事実の有無の確認を行うとともにその結果を教育委員会に報告する。
- ②事実の確認によりいじめが会ったことが確認された場合は、いじめをやめさせ及びその再発防止をするため複数の教職員及び心理、福祉に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒、又は保護者に対する支援、及びいじめを行った生徒に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要な取り組みを行う。
- ④いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることがないように、いじめの事案に関わる情報を保護者と共有するための取り組み、その他必要な処置を行う。
- ⑤生徒がいじめを行っている場合、教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒（ボランティア宿題を課す等）を加える。加害生徒が自らの行為を振り返り、しっかりと更生できるように見守って継続的な指導を行う。
- ⑥学校はいじめが犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携してこれに対処し、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

(6) 重大事案への対応

- ①生命・心身の又は、財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対応をする
 - ア 重大事態が発生した旨を、宜野座村教育委員会へ報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

4 いじめの防止等の取り組みのための組織

- (1) いじめの予防、早期発見、いじめの対応、再発防止等いじめ対策に総合的に取り組むため、常設のいじめ防止対策委員会を設置する（既存の生徒指導委員会がいじめ防止対策委員会を兼ねる）
- (2) いじめ防止対策委員会の構成メンバーは、生徒指導委員会の構成メンバーとする。但し必要に応じてスクールカウンセラー、教育相談員、その他の関係をメンバーに加入させる。
- (3) 構成員

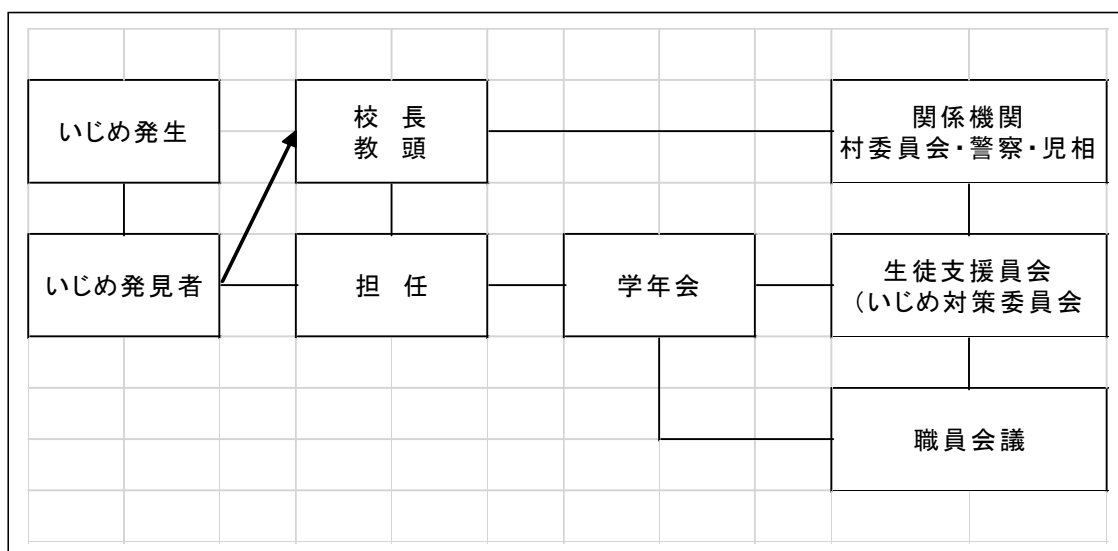
校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任・学年生活指導係・養護教諭

5 いじめが起こった際の対応の手順

(1) 報告・連絡の流れ

発見者・報告者等 → 担任 → 学年主任
→ 生徒指導主任 → 教頭 → 校長

(2) 指導組織



(3) 具体的対応事例

- ① いじめ発見・報告・気づき・相談
- ② 連絡・報告（発見者・報告者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長）の原則の流れを迅速に行う。
- ③ 必要に応じて生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会を開催。
話し合いを行い、校長の采配・指示とともに以下の手順に沿って、組織で対応していく。また、全職員への情報提供及び教育委員会の第一報を行う。
- ④ 徹底的に真実を追究する。
（いじめ防止対策委員会での情報の確認及び指導、対応）
ア 聞き取りは手分けなどをして、迅速に行う。

- イ 聞き取りは個別に行う。
複数生徒を同時に行うと、気を回して本当のことを言わなくなったりする。
 - ウ 「いつ、どこで、だれが、なぜ、どのように」を明確に確認。
曖昧な点がないようにする。
 - エ 聞き取った内容のすりあわせを行う。
場所や期日、関係生徒数などが食い違っていたら、誰が嘘をついているか記憶の混乱があるということ。その時は、もう一度聞き取りをして真実を明らかにする。
 - オ 必要に応じて全校あるいは全学年のアンケートなどを実施。
証言を集める。
- ⑤ 双方の保護者に説明をする
いじめの事実がはっきりしたら、双方の保護者へ迅速に連絡し事実説明をしっかりと行う。特に被害者生徒やその保護者に事実を報告し、学校への要望なども伺い、謝罪も行う。また、加害者の保護者に事実をきちんと説明するためにも、いじめの真実の把握を徹底する。
- ⑥ 被害者を支援・援助する。
被害者が、怪我や精神的苦痛を負った場合は、病院などの機関へ連れて行き診断させる。また、スクールカウンセラー、教育相談員などによる心のケアにも努める。
- ⑦ 加害者を厳しく指導する
生徒指導主任・担任で、いじめはいじめた側が悪いということを、認識させ真剣に反省させる。繰り返しいじめを起こさないように厳しい指導が必要。
- ⑧ 謝罪の会を開催する
いじめの解決のために「問題解決の話し合いの場」を設定する。問題やトラブルの原因を確認し、反省をしっかりと行わせるためには、双方の保護者と管理者を含む関係職員が一同に介して行う。厳粛な雰囲気の中で行われ、謝罪の記憶は加害者のその後の生活の中で間違った行為へのブレーキとなるようする。
また、一連の詳細について、いじめ防止対策委員会で話し合い、その後全職員で共通理解を図るとともに、管理職は文書で委員会へ報告する。